

社会福祉法人福生会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人福生会（以下「本会」という。）の定款第21条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(役員等の勤務報酬等)

第3条 理事長については、職務執行の対価として別表1に定める額を報酬として支給する。

2 理事長の報酬は、各年度の総額800,000円を超えない範囲で支給することができる。

3 理事長以外の役員の報酬は、各年度の総額500,000円を超えない範囲で支給することができる。

4 役員等が理事会及び評議員会等に出席したときの報酬については、別表2に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第4条 理事長の報酬等は各月の20日に締め切り、支給日は当月27日に通貨をもって本人に支給する。

2 役員等が法人内会議に出席した場合は、都度支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成29年6月12日から施行する。

この規程は、令和6年6月11日から施行する。

別表 1

役職名	報酬
理事長	月額 60,000円

*別途源泉所得税

別表 2

内容	報酬
法人内会議への出席（理事会・監査会・評議員会等）	日額 7,000円

*別途源泉所得税